

公 告

奈良県総合医療センター医事会計業務委託及び入院診療費算定業務労働者派遣、医事受付業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和5年 9月 29日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 松山 武

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県総合医療センター医事会計業務（委託）及び入院診療費算定業務（派遣）
（以下、「医事会計業務」という。）

奈良県総合医療センター医事受付業務（以下、「医事受付業務」という。）
以下、上記2つの業務を併せて本業務という。

(2) 業務の内容

①医事会計業務（業務委託）

- ・受付等業務（総合受付、書類等受付）
- ・ER 受付等業務
- ・電算関係業務
- ・料金計算業務及び診療報酬請求等業務
- ・病歴管理・診療録管理・統計等業務
- ・ホスピタルコンシェルジュサービス業務
- ・業務改善・向上及び経営支援提案業務

②入院診療費算定業務（労働者派遣）

- ・入院請求業務
- ・DPC コーディング業務

③医事受付業務（業務委託）

- ・患者支援センター受付業務
- ・外来受付業務（中央受付、各科外来受付、エリア通路配置）
- ・中央処置室受付業務
- ・放射線科受付業務
- ・放射線治療部・核医学受付業務
- ・生理検査室受付業務
- ・外来化学療法室受付業務
- ・輸血部受付業務
- ・内視鏡部受付業務
- ・リハビリテーション室受付業務
- ・手術室・麻酔科受付業務
- ・採血室受付業務
- ・クラーク業務

・業務改善・向上及び経営支援提案業務

詳細については、別紙仕様書のとおり。

なお本プロポーザルでは、医事会計業務と医事受付業務について評価を行い、それぞれ最優秀提案者を決定します。そのため、プロポーザルの結果に応じ実施する業務の範疇が変わります。

例：医事会計業務、医事受付業務ともに A 社が最優秀提案者の場合

⇒ 全て A 社で実施

医事会計業務は A 社、医事受付業務は B 社が最優秀提案者の場合

⇒ 医事会計業務は A 社で実施、医事受付業務は B 社で実施

(3) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良県奈良市七条西町 2 丁目 8 9 7 - 5

(5) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

※翌年度以降の歳入予算において、委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとします。

(6) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第 2 7 条による。

2 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q 6 医事業務」で登録している者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 国内において、病床を 4 0 0 床以上を有する病院において、1 年以上継続して医事業務を受託した実績が複数あること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、

その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2 応募資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書類を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 受付期限までに企画提案書等、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断したとき。

4 手続等

- (1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8051 奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課 用度係

電話番号 0742-46-6001 (内線2439)

メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

- (2) 奈良県総合医療センター医事会計業務委託及び入院診療費算定業務労働者派遣、医事受付業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)及び奈良県総合医療センター医事会計業務委託仕様書及び入院診療費算定業務労働者派遣仕様書、医事受付業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)の交付

ア 交付期間 公告日から令和5年10月16日(月)午後5時まで

イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターホームページ(<http://www.nara-hp.jp/>)の入札情報のページよりダウンロードしてください。

ウ 交付資料

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・参加申請書(第1号様式)
- ・実績一覧表(第2号様式)
- ・会社概要(第3号様式)
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書(第4号様式)
- ・貸与資料受領証(第5号様式)
- ・質問書(第6号様式)

- ・企画提案書（第7号様式）
- ・見積書（第8号様式）
- ・辞退届（第9号様式）

(3) その他

参加申請書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

実施要領に示すところによる。

6 契約の不締結

実施要領に示す最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記6中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

8 その他

- (1) 応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (2) 企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。

- (5) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (6) 選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。ただし、参加者の正当な利益が害されるおそれがあると当センターが認めた箇所（ノウハウ、人事等に係る情報等）については非公開とする。
- (7) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- (8) 契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。